

徳島県単独林道事業について

第1 目 的

- (1) 林道の開設, 改良, 舗装及び林道施設の維持修繕を要するもののうち, 国庫補助の採択基準に満たない小規模な事業について, 国庫補助事業と併行し, 計画的な林道事業を施行することにより山村地域の振興を図る。
- (2) 林道施設が被災し放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもののうち国庫補助の対象にならないものを早急に復旧する。
- (3) 町村が緊急に対応しなければならないふるさと林道整備について事業を実施し, 林業基盤整備はもとより生活環境の改善を図ることにより山村地域の振興を図る。

第2 事業の範囲等

県単林道事業の範囲等の基準は, 次表とする。

事業区分	採 択 基 準	負 担 割 合		事業主体
		県	市町村	
(1) 県単林道事業	(1) 国庫補助の対象とならない林道の開設, 舗装, 改良で知事が, 民有林開発上特に必要と認めるもの。 (開設については, 幅員3.0mのもの)	45%以内	55%以上	市町村 森林組合
	(2) 国庫補助事業と関連に行う事業で知事が, 特に必要と認めるもの。	45%以内	55%以上	市町村 森林組合
(2) 林道施設整備事業	(1) 既設林道の施設を整備するために知事が特に必要と認めるもの。	45%以内	55%以上	市町村 森林組合
(3) 国庫補助関連施設整備事業	(1) 県営林道事業であって異常な天然現象により林道施設に災害が発生し放置すると著しい被害の生ずるおそれのあるもので国庫補助の対象とならないもの。	100	-	県